平成２８年（フ）第１０２７号
堺市南区桃山台１丁３番33―104号、前住所堺市南区竹城台２丁１番17―301号
債務者　小阪　照明
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３０号
堺市西区鳳東町７丁766番地４
債務者　中野賀代子（旧姓狭川）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３４号
大阪府藤井寺市林５丁目６番29号
債務者　岡　　純子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３９号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番１号
債務者　野田麻梨子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０４０号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目１番48―202号、前住所愛知県豊橋市花田町字中ノ坪45番地１（101）
債務者　長谷川翔大
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
堺市北区東浅香山町２丁248番地５　シェモア北花田２Ａ
債務者　千原　正範
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
堺市西区浜寺諏訪森町中３丁246番地　諏訪森和園76号
債務者　竹中　信行
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番40―404号
債務者　山田　良子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
和歌山県有田市宮崎町1089番地
債務者　田中　満男
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４０号
和歌山県岩出市新田広芝53番地の14
債務者　村正　典子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４３号
和歌山県紀の川市南志野281番地13
債務者　川瀬　楠雄
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４５号
和歌山県有田市港町842番地１、前住所和歌山県有田市港町839番地
債務者　上野山真衣
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
北海道室蘭市中島町４丁目４番９―202号
債務者　柴野江利子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
北海道伊達市大滝区優徳町159番地社会医療法人慈恵会介護老人保健施設北湯沢温泉いやしの郷、住民票上の住所北海道白老郡白老町川沿２丁目11番９－４号美園団地Ｔ19棟76号
債務者　後藤田繁則
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
北海道白老郡白老町字北吉原345番地189、前住所北海道深川市９条20番25号
債務者　北村　　彪
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
北海道白老郡白老町字北吉原345番地189、前住所北海道深川市９条20番25号
債務者　北村　英子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１号
北海道白老郡白老町緑丘２丁目23番１―３号緑ケ丘団地32棟127号
債務者　田下　哲次
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係